

区民便利帳広告掲載取扱要綱

制定 昭和 5 9 年 4 月 1 日 区長決定
要綱第 1 4 号
改正 昭和 6 2 年 7 月 2 7 日 要綱第 5 7 号
改正 平成 4 年 4 月 1 日 要綱第 9 1 号
改正 平成 2 7 年 4 月 1 日 要綱第 1 0 8 号
改正 平成 3 1 年 3 月 1 3 日 要綱第 1 0 7 号
改正 令和 6 年 3 月 2 5 日 要綱第 1 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区が発行する区民便利帳への広告を掲載するのに必要な事項を定める。

(掲載の範囲)

第 2 条 掲載できる広告は、区民生活に密着した公共性を有するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 区民便利帳の公共性およびその品位を損なうおそれがあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に係るもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) その他区民便利帳に掲載する広告として妥当でないと認められるもの。

(広告掲載の優先順位)

第 3 条 広告の掲載は、次の順位によるものとする。

順 位	業 種	内 容
1	国、政府関係機関、地方公共団体およびこれらに類するもの	業務全般（利用者サービスを目的とするもの）
2	私企業のうち、公共性を有する企業等で、次に掲げるもの 運輸、ガス、電気供給、新聞、放送、 区内に本店または支店を有する信用金庫・信用組合・保険会社等	
3	区内に本社・支社・営業所などがある企業等が行っている事業で、前条の広告の範囲のもの	
4	その他、前条の広告の範囲のもの	

(掲載の位置)

第 4 条 広告を掲載する位置は、区民便利帳（A 4 判）の裏表紙・裏表紙の裏と本文中後から数頁とする。

(広告の大きさ)

第5条 広告の大きさは次のとおりとする。

	広告名	大 き さ	備 考
1	1号広告	縦およそ 29 センチメートル 横およそ 21 センチメートル	裏表紙 全頁 (カラー)
2	2号広告	縦およそ 14 センチメートル 横およそ 21 センチメートル	裏表紙 全頁の 2 分の 1 (カラー)
3	3号広告	縦およそ 29 センチメートル 横およそ 21 センチメートル	裏表紙の裏 全頁 (カラー)
4	4号広告	縦およそ 14 センチメートル 横およそ 21 センチメートル	裏表紙の裏 全頁の 2 分の 1 (カラー)
5	5号広告	縦およそ 29 センチメートル 横およそ 21 センチメートル	本文中 全頁 (カラー)
6	6号広告	縦およそ 14 センチメートル 横およそ 21 センチメートル	本文中 全頁の 2 分の 1 (カラー)
7	7号広告	縦およそ 14 センチメートル 横およそ 10 センチメートル	本文中 全頁の 4 分の 1 (カラー)
8	8号広告	縦およそ 7 センチメートル 横およそ 10 センチメートル	本文中 全頁の 8 分の 1 (カラー)

(広告の掲載料)

第6条 広告の 1 万部あたりの掲載料は次のとおりとし、発行部数を乗じて掲載料を決定するものとする。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 1号広告 | 51,000 |
| (2) 2号広告 | 25,500 |
| (3) 3号広告 | 37,500 |
| (4) 4号広告 | 18,750 |
| (5) 5号広告 | 30,000 |
| (6) 6号広告 | 15,000 |
| (7) 7号広告 | 7,500 |
| (8) 8号広告 | 3,750 |

(広告掲載希望者の募集)

第7条 区長室長は、第2条および第3条の規定により、広告掲載の方針を定め、掲載対象を選定し、直接依頼あるいは広報紙等で希望者を募集する。

(広告の申込み)

第8条 区民便利帳に広告を掲載しようとする広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式1)に掲載しようとする版下原稿を添えて、区長に提出するものとする。

(決定)

第9条 区長室長は、前条の申込書を受理したときは、第3条および第4条に基づき選定し、速やかに掲載の可否を通知する。なお、同順位が2つ以上ある場合は抽選とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の可否決定後、一括全納するものとする。ただし、区長室長が認めたときはこの限りでない。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は還付しない。

ただし、広告掲載が決定した広告掲載希望者の責によらない理由により広告掲載できなかったときは、還付することができる。

(広告の版の内容および版代)

第12条 広告の版の内容および版の作成経費は、広告主の責任および負担とする。

(契約の取り消し)

第13条 区長室長は、編集発行上支障があるとき、または、広告掲載料を納入しなかったときは、当該契約を取り消すことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、要綱施行に必要な事項は区長室長が定める。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

区民便利帳広告掲載申込書

年 月 日

品川区長 あて

申込者

〒
住 所 (所在地)

会社名・団体名

代表者名

電話・FAX番号

担当者

連絡先 E-mail _____ @

区民便利帳広告掲載取扱要綱第8条の規定により、次のとおり申し込みます。

申込	内容	掲載ページ・規格	申込	内容	掲載ページ・規格
☐	1号広告	裏表紙・全ページカラー	☐	5号広告	本文中・全ページカラー
☐	2号広告	裏表紙・1／2ページカラー	☐	6号広告	本文中・1／2ページカラー
☐	3号広告	裏表紙の裏・全ページカラー	☐	7号広告	本文中・1／4ページカラー
☐	4号広告	裏表紙の裏・1／2ページカラー	☐	8号広告	本文中・1／8ページカラー

※希望するところに○を記入してください。